

平成24年2月16日

労働政策審議会 職業安定分科会  
分科会長 大橋 勇雄 殿

労働政策審議会 職業安定分科会  
雇用対策基本問題部会  
部会長 大橋 勇雄

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する  
法律案要綱」について

平成24年2月16日付け厚生労働省発職高0216第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

なお、使用者側委員からは、対象者基準を廃止する場合は、現行の継続雇用制度の定義について、現に雇用している高年齢者が希望するときは、定年後も引き続いて雇用することを原則とするよう改め、例外を認める制度であることを法律上明確化すべきとの意見があった。